

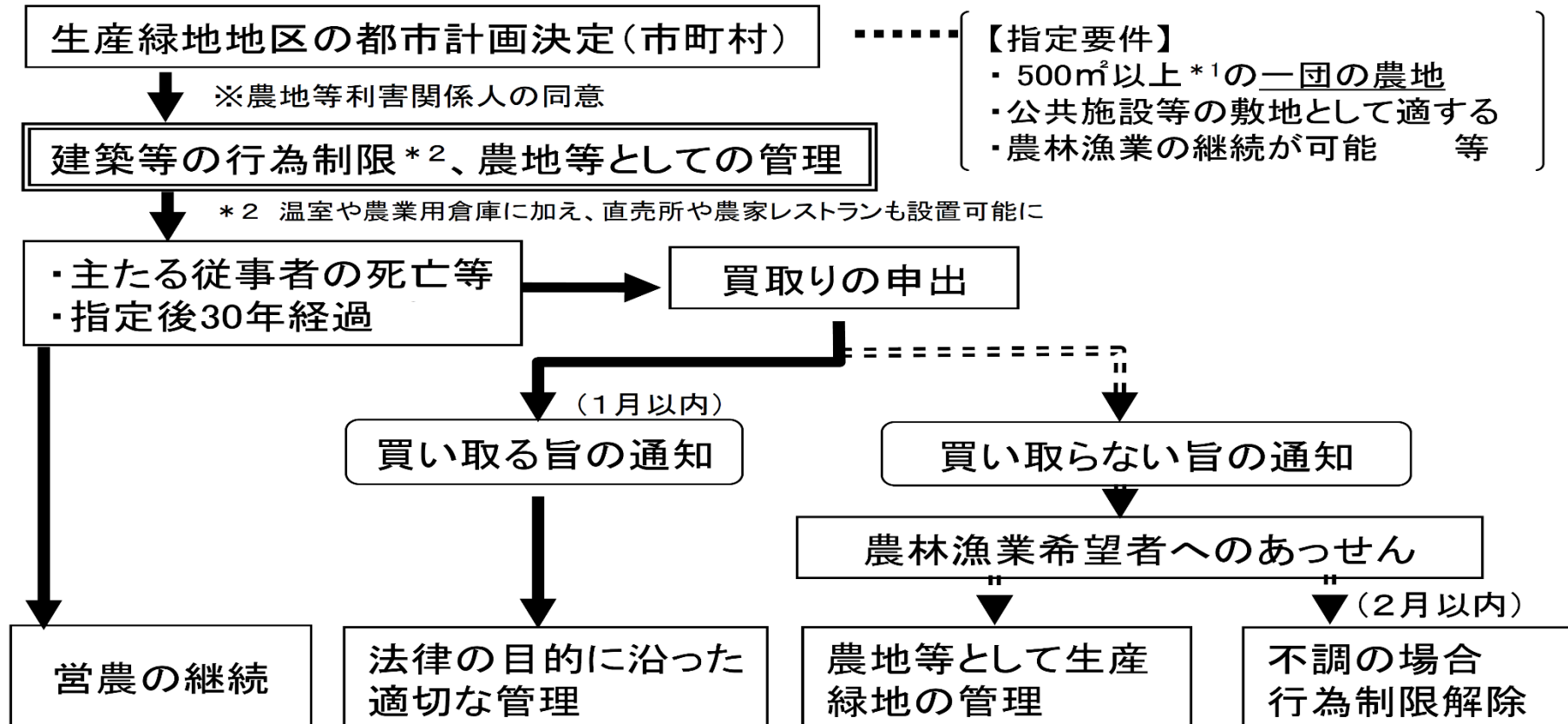
生産緑地制度の概要

○市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している 500 m²以上*¹の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る制度です。

○三大都市圏特定市では、生産緑地地区以外の市街化区域内農地は宅地並み課税が適用されるのに対し、生産緑地は軽減措置が講じられています。

*1 市区町村が条例を定めれば、面積要件を 300 m²まで引き下げることが可能。

<手続きの流れ>



<税制措置> 括弧書きは、三大都市圏特定市の市街化区域農地の税制

- ・ 固定資産税が**農地課税**（生産緑地以外は**宅地並み課税**）
- ・ 相続税の納税猶予制度が**適用**（生産緑地以外は**適用なし**）

「生産緑地地区の新規追加指定について」

1. 全体背景

1 これまでの都市農地

- 市街化区域内農地は「宅地化すべきもの」として位置付け。
- 生産緑地は、緑地機能のほか将来の公共施設用地としても評価し保全。
- 平成4年の法改正以降、生産緑地の追加指定は特別の場合を除き、原則として行わないものとされてきた。
⇒新座市では、平成8年12月、国の通達及び県の通知に基づき「生産緑地地区の追加指定に関する運用方針」を定める。
※生産緑地地区に介在（隣接する場合を含む。）する農地が追加指定の対象農地となる。
※一団で500m²以上の区域とする規模要件（生産緑地法）

2 状況の変化

- 平成16年 埼玉県が「追加指定を検討する時期が来ている」として「生産緑地地区追加指定指針」を策定。
- 平成28年5月 都市農業の振興に関する基本的な計画「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、市街化区域内農地の位置付けを都市に「あるべきもの」へと大きく転換。

転換の背景

- ・食の安全への意識の高まり
- ・人口減少に伴う宅地需要の沈静化
- ・東日本大震災を契機とした防災意識の向上
- ・都市環境の改善や緑のやすらぎに果たす役割への期待 等

- 平成29年6月 生産緑地法改正 生産緑地地区の区域の規模を条例で定めることが可能となる。
- 平成30年9月 「新座市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」を施行。
⇒生産緑地地区の区域の規模の下限を300m²に引き下げ。

3 これからの都市農地

- 都市農業の多様な機能（農産物の供給、防災、国土・環境保全等）の発揮に期待。
- 環境共生型の都市を形成する上で農地を重要な役割を果たすものとして捉えることが必要。

2. 新座市の現状・新規追加指定導入の背景

生産緑地地区について、新座市は近隣3市に比べ、地区数及び指定面積ともに多く、また、毎年度、追加（拡大）指定申請が一定数以上あることから、単独農地の新規追加指定の受付は実施していなかった。

しかしながら、市内の生産緑地の約6割が令和4年（2022年）に指定から30年を迎えた影響もあり、近年、地区数の減少傾向が続いている。また、平成4年指定時から農業従事者の世代交代も進んでおり、新たに生産緑地を指定したいという方も見受けられる。

さらに、令和5年第4回定例会において、あさか野農業協同組合から「生産緑地の新規追加指定に関する陳情書」が提出され採択された。

生産緑地地区の推移

指定年度	地区数	面積
平成4年度（当初）	269地区	118.17ha
令和元年度	268地区	102.72ha
令和2年度	267地区	102.82ha
令和3年度	264地区	100.36ha
令和4年度	264地区	97.90ha
令和5年度	258地区	93.35ha

3. 解決策

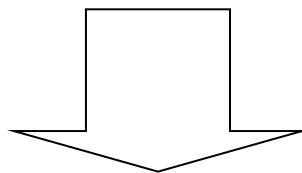
生産緑地の新規追加指定の受付を開始し、都市農地の保全を図る。

スケジュール（予定）

令和6年	8月	新座市緑化推進協議会への報告・意見聴取
	12月	新座市都市計画審議会への報告・意見聴取
令和7年	3月	新たな方針等の運用について市長決裁
	4月	新たな運用方針等の運用開始
	5月	新規追加指定の受付開始（1か月間程度の期間を設ける）
		新規追加指定の審査
	12月	新座市都市計画審議会への諮問（新規追加指定に係る都市計画決定）

4. 効果

これまで生産緑地として指定できなかった農地が生産緑地として指定されることにより、都市農地の保全が図られる。



都市農業の多様な機能の発揮

- ・ 農産物を供給する機能
- ・ 防災の機能
- ・ 良好な景観の形成の機能
- ・ 国土・環境の保全の機能
- ・ 農作業体験・交流の場の機能
- ・ 農業に対する理解醸成の機能 等